



目次

訓令	ページ
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	1
○平成30年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	1
○土地改良区の役員の退任（ " " ）	1
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）	1
○都市計画の変更の案の縦覧（ " " ）	2
○開発行為に関する工事の完了（ " " ）	2
○平成30年度屋外広告物講習会の開催（ " " ）	2

訓 令

高知県訓令第7号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4中
「農業技術センター」
を
「農業技術センター
畜産試験場」
に改める。

附 則

この訓令は、平成30年10月2日から施行し、改正後の高知県職

員安全衛生管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第782号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

表中「林業学校基礎課程選考試験」を「林業大学校基礎課程選考試験及び専攻課程選考試験」に、「森づくり推進課」を「林業大学校」に改める。

高知県告示第783号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成30年11月及び12月並びに平成31年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成30年11月9日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成30年11月10日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 女子（平成31年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成30年11月9日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成30年11月10日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

3 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	後藤 寛	四万十市大用	629番地2
〃	伊勢脇精藏	〃	〃 521番地
〃	森本 深	〃	〃 700番地の33
〃	佐竹 洋和	〃	〃 382番地1
〃	面村 悦男	〃	〃 274番地
〃	坂本 功	〃	〃 住次郎1330番地
監事	平野 正	〃	〃 大用 261番地
〃	伊勢脇 猛	〃	〃 562番地7
(就任)			
理事	佐竹 等	四万十市大用	498番地1
〃	伊勢脇精藏	〃	〃 521番地
〃	森本 深	〃	〃 700番地の33
〃	佐竹 洋和	〃	〃 382番地1
〃	面村 浩司	〃	〃 274番地2
〃	坂本 隆文	〃	〃 住次郎1349番地2
監事	平野 正	〃	〃 大用 261番地
〃	伊勢脇 猛	〃	〃 562番地7

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠目土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	前田 邦弘	香美市土佐山田町楠目	43番1地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・4・30号旭駅城山町線、3・5・69号円満橋蛸橋線）
- 2 縦覧図書
高知広域都市計画道路の都市計画変更（原案）
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知県高知土木事務所道路建設課並びに高知市都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成30年10月2日（火）から同月16日（火）まで
- 5 公聴会の開催日時
平成30年10月26日（金）午後7時から午後9時まで
- 6 公聴会の開催場所
高知市旭町三丁目121番地 木村会館
- 7 公述申出書の提出期限
平成30年10月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
東洋都市計画道路（1・5・1号東洋中央線及び3・6・6号甲浦インター線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
安芸郡東洋町河内字三左谷、字柳谷、字珠数ノ木山、字鍋シ川口、字珠数ノ木、字平田、字八幡山、字泉谷、字宮ノ西、字女夫岩、字チチウ、字王子田、字中河内山、字中河内、字丹波屋敷、字平山、字野根谷及び字大峯山の各一部
安芸郡東洋町白浜字森ノ下、字住吉突抜及び字白浜の各一部
安芸郡東洋町生見字北山、字民ト瀬、字北谷、字花ノ木、字経田、字大田及び字南明所の各一部

安芸郡東洋町野根字上カヤノサデ、字トビノス谷、字柏木溪、字ワルタニ、字陽岳、字杉山、字三崎、字古土居、字綿ヶ谷、字井ノ口及び字中島の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに東洋町役場並びに東洋町甲浦地区公民館及び東洋町野根地区公民館

4 縦覧期間
平成30年10月2日から同月16日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年6月4日 30高東土第574号	香南市赤岡町字大東 2246番3 香南市野市町土居字 柳ヶ淵645番1ほか 31筆	高知市布師田3948 番地1 株式会社技研製作所 代表取締役 北村 精男

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第42条の規定により、平成30年度屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催する。

平成30年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 講習会の対象者
屋外広告業に従事している者若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者又は屋外広告業に従事しようとし、若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者になろうとする者
- 2 講習会の開催日時
平成30年11月27日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 講習会の開催場所
高知市追手筋二丁目1-1 オーテピア高知図書館 4階ホール
- 4 講習会における講習科目
(1) 広告物及び掲出物件に関する法令
(2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
(3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項
- 5 講習会の受講手続

- (1) 受講申込みの申込先及び受付期間並びに受講定員
ア 申込先
高知市丸ノ内一丁目2番20号（郵便番号780-8570）
高知県土木部都市計画課
イ 受付期間
平成30年10月9日（火）から同年11月7日（水）まで
直接持参する場合は、当該期間内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和33年法律第178号）第3条に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、郵送による場合は、平成30年11月7日付けの消印のあるものまで受け付ける。
ウ 受講定員
100名
- (2) 受講申込書
高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所並びに高知市都市建設部都市計画課に備え付ける所定の用紙又は高知県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>）からダウンロードした用紙を用いること。
- (3) 受講手数料
3,400円（当該額に相当する額の高知県収入証紙を受講申込書の高知県収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること（高知県収入証紙には、消印をしないこと。）。）
- (4) 講習科目の一部免除
高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）第27条第2項の規定により、講習会における講習科目のうち、広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面の写しを受講申込書に添えて提出すること。
- 6 講習会に関する問い合わせ先
講習会についての詳細は、高知県土木部都市計画課計画担当（電話番号088-823-9846）に問い合わせること。